

**農業・農村の動向等に関する
年 次 報 告**

平成 18 年 9 月

福 島 県

目 次

I 農業及び農村の動向の概要と平成17年度の特徴的な動き

- 1 農業及び農村の動向の概要 1
- 2 平成17年度の特徴的な動き 2

II 農業及び農村の動向

- 1 平成17年度の農業及び農村の動向
 - (1) 県全体の動向 5
 - (2) 地方の動向 13
- 2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況
 (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)
 - (1) 県全体の進捗状況 20
 - (2) 地方計画の進捗状況 22
- 3 「水田農業改革アクションプログラム」の進捗状況 26

III 農業及び農村の振興に関して講じた施策

- 1 「みんなで創る農業・農村3A（サンエー）運動」の展開 29
- 2 「水田農業改革アクションプログラム」に基づく水田農業の再構築 29
- 3 環境と調和した園芸産地の育成・振興 30
- 4 意欲ある担い手の育成 31
- 5 地域特性を生かした農業の振興 34
- 6 県産農産物の消費拡大 36
- 7 安全・安心な農産物の供給の推進 39
- 8 環境と調和した農業の推進 41
- 9 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化 43

参考資料

- 用語解説 47
- 福島県農業・農村振興条例 50

I 農業及び農村の動向の概要と 平成17年度の特徴的な動き

1 農業及び農村の動向の概要

- 農家数は年々減少（平成17年販売農家数：80,597戸）しておりますが、主業農家（平成17年：14,287戸）は前年と比べ増加しました。

農業就業人口は年々減少（平成17年：135,010人）しており、また、65歳以上の農業就業者が半数以上を占め（平成17年：60.6%）、高齢化が進んでいます。

一方、認定農業者は年々増加し、平成17年度末までに5,613件が認定されました。

さらに、平成17年5月2日以降の1年間に、新規に就農した人数は116人と、前年を49人下回りました。

- 農作物作付面積（平成17年：131,900ha）は減少したものの、耕地利用率（平成17年：86.1%）は前年に比べ微増しました。また、田に比べて畑の利用率が低くなっています。作物ごとの作付面積は、前年に比べ、稲、野菜で増加したものの、他の作物では減少しました。

また、畜産では、家畜の飼養農家は減少していますが、1戸当たりの乳用牛、肉用牛の飼養頭数は増加しています。

- 平成16年度の農業産出額（農業粗生産額）は2,613億円で、前年を77億円下回りました。作物別には、果実、野菜（いも類含む）、肉用牛、豚の産出額は価格の上昇により前年を上回ったものの、米の産出額は冷害だった前年に比べ米価が低下したため1,032億円で前年を127億円下回りました。

（詳細は5頁から12頁に記載しております。）

2 平成17年度の特徴的な動き

(1) 農業構造改革と意欲ある担い手の育成

本県の農業・農村は、農業従事者の高齢化や主要農産物の価格低迷などに加え、WTO農業交渉の結果によっては、その持続的発展に大きな影響が懸念される状況にあります。

国においては、農業・農村をめぐる様々な課題を踏まえ、平成17年3月に食料自給率の向上や農業の持続的な発展、農村の振興を目指す新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、10月には基本計画実現に向けた「経営所得安定対策等大綱」を決定しました。

このような中、県は、本県の農業・農村の持続的発展を図っていく上で、大きな転換期を迎えているとの認識のもと、平成17年度も「水田農業改革アクションプログラム」に基づき農業構造の改革を進めるとともに、有機栽培や特別栽培等の全県的拡大や、競争力のある本県オリジナル品種の開発などを進め、安全・安心で消費者に信頼される農業の確立に努めました。

また、意欲ある担い手の育成確保に向けた取組みを積極的に推進し、認定農業者は平成18年3月末で5,613件と増加しており、新規就農の促進に向けた相談支援体制についても充実を図りました。

さらに、地域の実情に応じた農業経営と、平成19年度から開始される「品目横断的経営安定対策」に対応する集落営農の実現に向け、市町村や農業関係団体と連携した推進体制の整備を図るとともに、集落座談会等での指導・助言など、地域の合意形成のためのきめ細かな活動を積極的に展開しました。

(2) 食と農の連携

食の安全・安心や食料自給率の問題、さらには環境保全や食生活のあり方等に対する関心の高まりを受け、食育や地産地消などの活動を通して、消費者サイドから農業・農村の役割を見直す取組みも活発化しています。

農林水産省と厚生労働省では、平成17年6月に国民一人ひとりがバランスの取れた食生活を実現できるよう、食事の望ましい組合せなどを示した「食事バランスガイド」を決定しました。

このような中、県では、バランスの取れた日本型食生活や地域の伝統料理、地元で生産される農林水産物と生産者の取組みについて、次代を担う小学生と保護者の理解を促進するため、農産物の収穫体験や料理教室などを県内各地で実施したほか、地域における食や農に関する体験活動等を支援する『「食」「農」サポーター』への

研修会を開催するなど、健全な食生活の推進に向けた取組みを積極的に実施しました。

また、「いいもの発見うつくしま」をスローガンに地産地消の全県的な展開を図るとともに、県産農林水産物の良さを理解しPRや消費拡大に協力いただく「うつくしま農林水産ファンクラブ」への情報発信や交流、地産地消フォーラムの開催など、消費者と農業者の相互理解の促進に向けた取組みも推進しました。

(3) 農業振興の新たな拠点「県農業総合センター」の整備

本県農業が持続的に発展していくためには、消費者に信頼され選ばれる農産物を生産・提供するとともに、生産者と消費者との顔の見える関係を築くことが大変重要であり、この様な視点に立ってこれからの本県農業の進むべき方向を明らかにする必要があります。「県農業総合センター」は、具体的にこれらを担うべく12箇所に分散配置されている農業関係の試験研究機関を再編統合し、充実した施設及び機能を整備しました。

同センターは、これまで進めてきた技術開発や消費者ニーズに対応した育種改良の強化、消費者の安全・安心に対する要望に応える有機栽培等の技術開発、安全な農業の指導や地域農業の活性化への支援など、農業生産現場における諸課題の解決、さらには、県民との交流や情報発信機能などを併せ持つ施設であり、広く県民に開かれた21世紀の本県農業の新たな拠点として、農業関係者はもとより、県民の期待に応えられるような施設運営に努めていくこととしております。

(4) 農作物等の気象災害

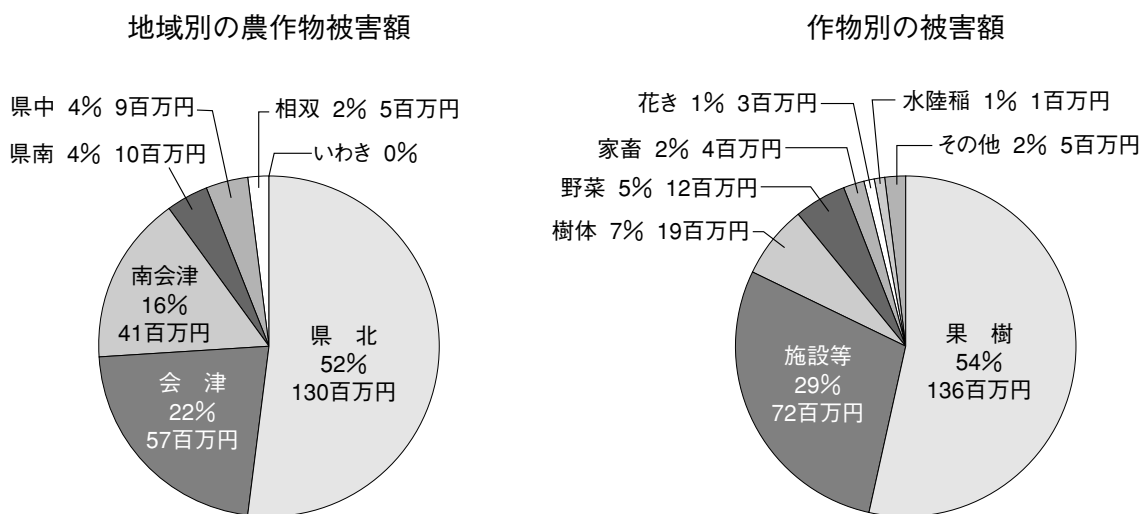
平成17年度は、4月、5月の降霜をはじめ、突風や降ひょう、台風、夏期の高温、12月以降の大雪など、数多くの気象災害に見舞われました。農業気象災害被害額では、昭和55年以降で最も少ない2億5千2百万円となりました。

作物別の被害額では、降霜によって大きな被害を受けた果樹が1億3千6百万円で全体の54%を占め、次いで大雪の影響を受けたパイプハウスなどの施設等が7千2百万円(29%)、樹体(果樹)が1千9百万円(7%)となりました。

また、地域別の被害額では、果樹の栽培面積が大きい県北が1億3千万円で全体の52%を占め、次いで大雪の影響を受けた会津が5千7百万円(22%)、南会津が4千1百万円(16%)となりました。

県は、被害を受けた農家の経営安定が図られるよう、被害に応じた適切な技術指導等を行うとともに、「福島県農業等災害対策基本要綱」に基づき、農作物の生産確保を図るためのパイプハウス等の施設の復旧、被害農作物の種苗購入に対する助成事業を実施しました。

○県全体の農作物被害額〔総額252百万円〕



Ⅱ 農業及び農村の動向

1 平成17年度の農業及び農村の動向

「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、平成11年度を基準年と設定しているため、農業及び農村の動向に関する傾向については、特段の記載がない限り、平成11年度を基準として記述している。

(1) 県全体の動向

① 農業構造

ア 農家数

平成17年の販売農家数は80,597戸で、前年比94.4%となり、年々減少しています。うち、主業農家は17.7%、準主業農家は30.7%、副業的農家は51.6%となっており、前年度と比較して主業農家（前年比717戸増）、準主業農家（前年比341戸増）が増加しています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は11,866戸（前年比114戸減）となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加し平成17年は5,362件となっています。

総農家数等の推移

(単位：人、%)

項 目	平成11年(基準年) ※2	平成15年 ※2	平成16年 ※2	平成17年 ※1	17/16	
総 農 家 数	115,480	106,710	105,240	104,511	99.3	
販 売 農 家 数 計	95,720 (100)	86,870 (100)	85,350 (100)	80,597 (100)	94.4	
主 業 農 家 数	11,670(12.2)	14,100(16.2)	13,570(15.9)	14,287(17.7)	105.3	
うち65歳未満の農業専従者がいる農家	10,190	12,110	11,980	11,866	99.0	
準 主 業 農 家 数	22,810(23.8)	25,170(29.0)	24,420(28.6)	24,761(30.7)	101.4	
副 業 的 農 家 数	61,240(64.0)	47,600(54.8)	47,360(55.5)	41,549(51.6)	87.7	
経 営 耕 地 規 模 別 農 家 数	0.5ha未満	12,380 12.9	15,220 17.5	15,160 17.8	12,868 16.0	84.9
	0.5～3.0	75,840 79.2	64,010 73.7	62,610 73.4	59,930 74.4	95.7
	3.0ha以上	7,490 7.8	7,630 8.8	7,580 8.9	7,799 9.7	102.9
認 定 農 業 者 数 ※3	4,001	5,124	5,309	5,362	101.0	

注：計は、端数処理のため一致しない場合がある。

※1：2005年農林業センサスの結果。農林業センサスは、5年に1度、2月1日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの。

※2：農業構造動態調査の結果。農林業センサスの中間年において、毎年1月1日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。

※3：認定農業者数は当該年3月末の数値。なお、平成18年3月末日では、5,613件となっている。

イ 農家人口及び農業就業人口

平成17年の販売農家における農家人口は378,211人となり、年々減少しています。

また、農業就業人口は135,010人と平成12年以降は減少傾向にあります。一方、65歳以上の割合は年々増加し、全体の60.6%を占めています。

農家人口（販売農家）の推移

（単位：人、％）

項 目	平成11年(基準年) ※2	平成15年 ※2	平成16年 ※2	平成17年 ※1	17/16
農 家 人 口	487,670	423,150	412,450	378,211	91.7
農業就業人口	136,720	142,120	139,750	135,010	96.6
うち男性	58,620	60,330	59,320	60,979	102.8
男性の占める割合	42.9	42.5	42.4	45.2	+2.8pt
うち女性	78,100	81,790	80,430	74,031	92.0
女性の占める割合	57.1	57.5	57.6	54.8	-2.8pt
うち65歳以上	71,700	82,440	82,440	81,787	99.2
就業人口に占める65歳以上の割合	52.4	58.0	59.0	60.6	+1.6pt

※1：2005年農林業センサスの結果。農林業センサスは、5年に1度、2月1日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの。

※2：農業構造動態調査の結果。農林業センサスの中間年において、毎年1月1日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。

ウ 新規就農者

平成18年調査の新規就農者数は、県全体で116人となっており、前年と比較し49人減少しました。

新規就農者の推移

（単位：人）

項 目	平成11年(基準年)	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	18-17
新 規 学 卒 者	45	29	45	36	25	-11
Uターン就農者等	69	92	115	129	91	-38
計	114	121	160	165	116	-49

※ 調査基準日は、毎年5月1日。調査対象期間は、前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

エ 農作業の受委託

2005年農林業センサスの結果によると農作業の受委託状況は、水稲作作業を委託した経営体が44,109戸（総経営体の約54％）となっています。一方、農作業を受託した経営体は6,619戸で、ほとんどが水稲作作業を受託しています。

オ 農地の利用集積

平成17年の農用地の利用集積面積は49,223haで、前年に比べて1,785ha増加しました。そのうち、認定農業者への利用集積面積は30,936ha（前年比1,588ha増）となっています。

農用地の利用集積

（単位：ha）

	平成11年	平成15年	平成16年	平成17年	17-16
農用地利用集積面積	46,870	45,544	47,438	49,223	1,785
うち認定農業者への集積面積	23,145	28,790	29,348	30,936	1,588

カ 耕地面積

平成17年の耕地面積は153,200haで、前年に比較し800ha減少しており、減少傾向が続いています。

耕地面積の推移

(単位：ha、%)

項 目	平成11年(基準年)	平成15年	平成16年	平成17年	17/16
田	112,000	109,600	108,500	107,400	99.0
普通畑	33,300	32,200	32,200	32,400	100.6
樹園地	8,610	7,790	7,790	7,770	99.7
牧草地	6,020	5,620	5,600	5,660	101.1
計	160,000	155,300	154,000	153,200	99.5

※ 計は、端数処理のため一致しない場合がある。

キ 耕作放棄地

昨年の耕作放棄地の面積は、2000年農林業センサスの土地持ち非農家分を含まない15,651ha（土地持ち非農家を含めた場合20,160ha）としていたが、2005年農林業センサスの結果（土地持ち非農家分含む）によると21,720haとなり、2000年調査に比べ1,560ha増加しました。

なお、2000年調査と比較した2005年調査の本県の増加率は7.7%で、全国平均の12.2%を下回りました。

② 農用地の整備

平成17年度までの耕地整備済の面積は、田が72,027haで整備率67%、畑は16,660haで整備率37%となっており、田畑計の整備率は58%となっています。

また、田の整備のうち、稲作経営の体質強化策の一環として、近年、積極的に推進している大区画ほ場（一区画が1ha以上のほ場）については、整備済面積が2,585haとなっています。

農用地の整備

(単位：ha、%)

項 目	平成11年(基準年)	平成15年	平成16年	平成17年	17/16
整備済みの田の面積(整備率)	69,671(62)	71,392(65)	71,749(66)	72,027(67)	100.4
※うち大区画ほ場整備面積	1,952	2,422	2,516	2,585	102.7
整備済みの畑の面積(%)	16,480(34)	16,631(36)	16,647(37)	16,660(37)	100.1
整備済みの田畑の面積(%)	86,152(54)	88,023(57)	88,396(57)	88,687(58)	100.3

※ 計は、端数処理のため一致しない場合がある。

③ 農家経済

平成16年における、本県の販売農家1戸当たりの農業所得は1,356千円（前年比28.9%増）で、前年を大きく上回りました。

なお、農外所得と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は4,419千円で大幅に減少（前年比40%減）しましたが、これは農業経営統計調査が平成16年度実績から、農業経営に着目した調査となったことに伴い、農業従事60日未満の世帯員の農外所得及び年金・被贈等が含まれなくなったためです。

一方、65歳未満の農業専従者のいる主業農家でみると、平成16年の農業所得は4,630千円と前年に引き続き増加しましたが、上記の理由により農外所得と年金・被贈等が減少したため、農家総所得は減少し5,756千円となりました。

農家所得

(単位：千円、%)

		平成11年	平成15年	平成16年	16/15
販売農家1戸 あたり平均	農業所得	1,081	1,052	1,356	128.9
	農外所得	5,245	3,998	1,760	44.0
	年金・被贈等	1,998	2,315	1,303	56.3
	農家総所得	8,324	7,365	4,419	60.0
	農業依存度	17.1	20.8	43.5	—
65歳未満の農 業専従者がい る主業農家	農業所得	4,767	4,519	4,630	102.5
	農外所得	1,091	1,042	481	46.2
	年金・被贈等	1,609	1,916	645	33.7
	農家総所得	7,557	7,477	5,756	77.0
	農業依存度	81.4	81.3	90.6	—

④ 農業生産

ア 農作物作付面積

平成17年の農作物の合計作付面積は131,900haと減少しましたが、水稲は前年に引き続き増加し、野菜も微増しました。

主要農作物の作付面積の推移

(単位：ha)

作物	平成11年	平成15年	平成16年	平成17年	17/16
水稲	82,300	80,200	82,100	82,700	100.7
小麦	95	577	601	453	75.4
大豆	3,640	3,710	3,460	3,400	98.3
そば	3,490	3,740	3,350	3,070	91.6
野菜	16,333	15,195	15,096	15,101	100.0
果樹	8,370	7,720	7,720	7,710	99.9
花き	792	775	805	770	95.7
工芸農作物	2,280	1,870	1,628	1,610	98.9
農作物作付面積合計	139,000	132,600	132,500	131,900	99.5
うち 田	97,900	95,400	95,400	94,800	99.4
うち 畑	41,100	37,200	37,000	37,200	100.5

※ 「野菜」は、いも類を含む。

イ 耕地利用率

耕地利用率は年々低下していましたが、平成17年に比べ微増し86.1%（前年比0.1ポイント増）となりました。

耕地利用率の推移

（単位：％）

	平成11年	平成15年	平成16年	平成17年	17-16
田	87.4	87.0	87.9	88.3	0.4 pt
畑	85.6	81.6	81.3	81.2	-0.1 pt
計	86.9	85.4	86.0	86.1	0.1 pt

※1：耕地利用率(%) = 作付（栽培）延べ面積 ÷ 耕地面積 × 100

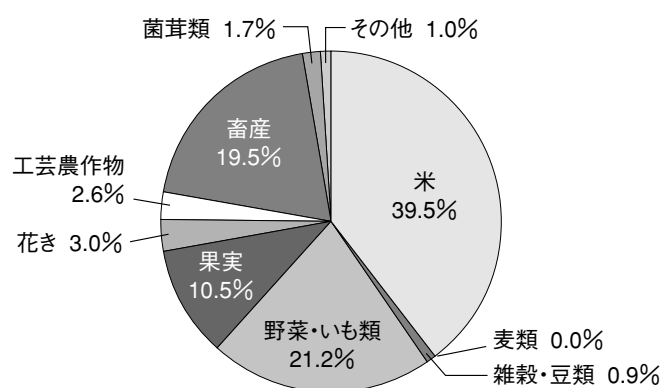
※2：農地かい廃や田畑転換によって耕地面積に変動があるため、農作物の作付（栽培）延べ面積の増減と耕地利用率の動向は一致しない場合がある。

ウ 農業産出額（農業粗生産額）

平成16年の本県の菌茸類を含む農業産出額は2,613億円と、前年に比べ77億円減少しました。

これは、果実、野菜、肉用牛などの価格が上昇したことにより産出額が増加したものの、大きな割合を占める米は冷害の影響で価格が高かった平成15年と比べ、価格が低下したことにより産出額が大きく減少したためです。

平成16年農業産出額の作目別割合



※平成17年の農業産出額は公表されていない。

農業産出額の推移

（単位：億円、％）

項目	平成11年		平成14年		平成15年		平成16年		16/15
米	1,188	41.5	1,077	39.5	1,159	43.1	1,032	39.5	89.0
麦類	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	100.0
雑穀・豆類	21	0.7	20	0.7	20	0.7	24	0.9	120.0
野菜・いも類	560	19.5	570	20.9	534	19.9	554	21.2	103.7
果実	311	10.9	289	10.6	247	9.2	275	10.5	111.3
花き	81	2.8	76	2.8	74	2.8	78	3.0	105.4
工業農作物	84	2.9	78	2.9	73	2.7	68	2.6	93.2
畜産	528	18.4	534	19.6	504	18.7	509	19.5	101.0
菌茸類	62	2.2	50	1.8	50	1.9	45	1.7	90.0
その他	30	1.0	30	1.1	27	1.0	27	1.0	100.0
計	2,865	100.0	2,726	100.0	2,690	100.0	2,613	100.0	97.1

※ 計は、端数処理のため一致しない場合がある。

なお、「その他」に含まれるものは、養蚕、種苗及び加工農産物である。

⑤ 農畜産物の生産動向

ア 稲

平成17年の水稲の作付面積は、県全体で82,700haで、品種別作付面積の割合は、コシヒカリが63.7%、ひとめぼれが26.0%と、この2品種で全体の約9割を占めており、米価の低迷等を背景に販売単価の高い銘柄品種に作付が集中しています。また、本県が育成した「ふくみらい」の作付面積は1,069haと前年と比較し477ha減少しました。

作況指数については、生育期間中の天候が概ね順調だったことから101（中通り：101、浜通り：100、会津：102）となり、収穫量は449,100 t、10 a 当たり収穫量は543kgで、平年収量（536kg/10 a）を上回りました。

なお、稲作農家のうち、5 ha以上（作業受託面積を含む）を経営する大規模稲作農家数は1,265戸（前年比75戸増）まで増加しました。

イ 麦類（小麦）・豆類（大豆）・そば

麦類（小麦）については、他作物への転換等により、平成17年の作付面積及び収穫量ともに減少し、453ha（前年比75%）、775 t（前年比71%）となりました。

大豆は、平成17年の作付面積は3,400haと減少（前年比98%）したものの、流通に結びつく大豆団地（1 ha以上）は、95団地（前年比21増）、686ha（前年比77ha増）と拡大しました。また、10 a 当たり収量は、昨年を上回る140 kgで、収穫量は4,760 t（前年比104%）となり、流通量（検査数量）も、団地化面積及び収穫量の増加により、昨年よりも245 t 多い921 t となりました。

そばは、会津地方を中心に栽培されており、平成17年の作付面積は3,070ha（前年比92%）で北海道・山形県に次ぐ全国第3位となっていますが、収穫量は開花期の降雨による湿害が多く見られ1,600 t（前年比66%）となりました。

ウ 野菜

いも類を含む野菜の平成17年の延べ作付面積は15,101haで、昨年に比べわずかに増加しました。

作付面積を類型別に見た場合、本県の野菜生産の柱である果菜類（きゅうり、トマト等）が4,450ha（前年比98.5%）、根菜類（ばれいしょ、ダイコン、にんじん等）が3,270ha（前年比97.3%）と減少傾向にありますが、一方で葉茎菜類については、ブロッコリー、アスパラガスの作付拡大により、作付面積は4,390ha（前年比105.8%）、収穫量は73,300 t（前年比105.3%）と増加しております。

エ 果樹

平成17年の果樹全体の栽培面積は7,710ha（前年比99.9%）で、横ばいとなっています。

樹種別では、ももの栽培面積は1,750ha（前年比同）で全国第2位を維持しており、収穫量については、33,100 t（前年比107.8%）と増加しました。また、栽培品種については、「あかつき」等の中生、「川中島白桃」、「ゆうぞら」等の晩生が主となっていますが、「暁星」などの早生や、「奥あかつき」や「まどか」などの「あかつき」より後の品種の計画的な導入も図られています。

りんごについては、栽培面積が1,600ha（前年比98.2%）と減少傾向にあり、8月の大雨等の影響による裂果が多発し収穫量も34,100 t（前年比99.4%）と減少しました。また、品種については「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

日本なしについては、栽培面積は1,230ha（前年比99.2%）と減少傾向にあるものの、収穫量は28,000 t（前年比105.3%）と増加しました。

オ 花き

平成17年の花き栽培面積は、770ha（前年比96.7%）と前年に比べ減少しています。

また、花き全体の75%を占める切花類の栽培面積は、きくが132ha（前年比1 ha減）、宿根かすみそうが63ha（前年比5 ha減）、りんどうが39ha（前年比3 ha減）、トルコギキョウが28ha（前年比1 ha減）となっています。

シクラメンやプリムラ等の鉢物類の栽培面積は43ha（前年比2 ha増）で、やや増加傾向にあります。また、ガーデニングブームの中で多様化する消費者ニーズに対応するため、栽培品目が増加傾向にあります。

カ 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくなどの工芸作物については、中山間地域の主要作物として栽培されていますが、いずれも減少傾向にあります。それぞれの平成17年の作付面積は、葉たばこが1,374ha（前年比88.5%）、こんにゃくが32ha（前年比78%）となっています。

養蚕は、繭価の低迷や生産者の高齢化等により年々減少しており、平成17年の集繭量は75 t（前年比92.6%）と減少しました。

キ 畜産

乳用牛については、平成17年度（平成18年2月1日現在、以下同じ）の飼養戸数は711戸（前年比26戸減）、飼養頭数は21,100頭（前年比400頭減）と減少傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し29.7頭（前年比0.5頭

増) となっています。

肉用牛については、飼養戸数は4,920頭(前年比420戸減)、飼養頭数は79,200頭(前年比2,900頭減)と減少傾向にあります。1戸当たりの飼養頭数については16.1頭(前年比0.7頭増)と、乳用牛と同様に増加しています。

また、豚については、平成16年度(平成17年2月1日現在)の飼養戸数は199戸(前年比11戸減)と減少していますが、飼養頭数は230,900頭(前年比4,300頭増)、1戸当たりの飼養頭数は1,160.3頭(前年比81.3頭増)と増加しています。

次に、ブロイラーについては、飼養戸数は前年と同じ50戸となりましたが、飼養羽数は123万5千羽(前年比11万8千羽減)と減少傾向にあり、1戸当たりの飼養羽数も2.5万羽(前年比2千羽減)と減少しました。

※ 豚については、平成17年の畜産統計調査が農林業センサス実施年のため調査が休止されていることから、平成16年調査結果で記載している。

ク 菌茸類

平成17年の栽培きのこ類の総生産量は、ほぼ前年並みの5,719 t となりました。

全体の49%を占める生しいたけの生産量は2,825 t (前年比90%) となっており、うち菌床栽培が69%を占め主流となっています。

また、なめこの生産量は2,171 t (前年比115%) で増加しています。

(2) 地方の動向

① 県北地方

『めざせ、21世紀をにこなう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地』の実現に向け、「認定農業者の育成・確保」、「あづましずくの団地化」等を重点的に展開しました。

認定農業者については、市町村経営改善支援センターやJA等の関係機関との連携のもと、各農業普及部農業普及所ごとに担い手育成会議を開催するなど育成確保に努め、認定農業者数は前年に比べ63名増し、1,538名となりました。また、税理士を講師とした研修会等を開催するなど、認定農業者の経営改善を進めました。

県育成品種のぶどうの「あづましずく」については、消費者から高い評価を得ており、県北地方において産地化に向けた動きがあることから、大規模産地化へのステップとして防除器具やぶどう棚の整備等を進めています。

また、ぶどうの管理作業の省力化及び早期成園化を図るため、「あづましずく」、「ピオーネ」を中心としたぶどう団地において、短梢栽培（一文字型）のための幼木の管理や土づくりを支援しました。

～花きの特色ある産地化に向けた取組み～

福島市のJA新ふくしま花き専門部会では、切り花や枝物類の花きの周年出荷に向けた生産に積極的に取り組んでいます。

特に、基幹品目である小ぎくについては、施設栽培と露地栽培の組み合わせにより、6月から11月までの長期間の出荷を行っており、福島市における平成16年産小ぎくの栽培面積は全国市町村別で5位、出荷量は14,900千本で7位となるなど年々増加しています。今後は、さらなる栽培面積の拡大を目指すとともに、お盆や彼岸の需要期出荷を促進するための電照栽培の拡大や、簡易定植機の導入等による省力化を推進することとしています。

また、二本松市（旧岩代町）田沢地区では、阿武隈山間地の冷涼な気候条件を生かすためリンドウ栽培に取り組むとともに、出荷時期については、秋彼岸の需要期を中心とする岩手県や会津地方などの産地と競合しないよう、7～8月出荷を目指しており、7～8月咲きの品種「尾瀬の夢」が作付面積の約70%を占めています。

今後は、7月咲き品種で無加温半促成栽培に適した県オリジナル品種「ふくしまさやか」の導入を進めており、新たなリンドウ産地としてさらに飛躍することが期待されています。

② 県中地方

『高速交通体系を活用した農林業の振興』と『生き生きとした阿武隈の里づくり』の実現に向け、園芸作物の振興等の施策を中心に取り組みました。

園芸作物の振興については、阿武隈の中山間地域の特性を生かせる新たな品目としてリンドウの栽培を推進するため、栽培技術の向上を図るとともに、園芸特産物生産技術向上研修会を開催するなど、県オリジナル品種の「ふくしまかれん」、「ふくしまさやか」の産地化に向けた取組みを強化しました。

また、消費者に選ばれる農産物の生産、持続性の高い農業生産方式の導入を図るため、エコファーマーの認定促進に向けた啓発活動及び説明会等を積極的に実施しました。その結果、平成17年度末のエコファーマーの認定者数は、前年比531人増の1,628人となりました。

認定農業者については、農業経営改善支援センターとの連携のもと、巡回指導、各種研修会及びカウンセリング等を積極的に実施し、平成17年度末で1,189人となりました。

～郡山市日和田西部地区における水田作大豆の生産性向上への取組み～

日和田西部地区では、これまで農業生産法人「有限会社アグリサービスあさか野」が利用集積した農用地において、水稻直播栽培と水田大豆栽培を積極的に導入し、収益性の高い大規模経営を行ってきましたが、大豆の実需者から「品質の安定と早期（年内）出荷」を要望されていました。

これらの要望に応えるため、JA郡山市で平成17年度に導入した大豆の乾燥調製施設を利用して出荷を行うこととしました。その結果、従来は、収穫後の大豆を倉庫内で保管しながら乾燥していたため、出荷時期は翌年の2月頃となっていたものが、乾燥機を利用することで年内出荷が可能となるとともに、色彩選別機や大豆クリーナーの利用によって品質が向上し、平成17年度産大豆の1、2等級割合が90%に達するなど、実需者ニーズに対応した大豆の供給が実現しました。

このような日和田西部地区における取組みの波及効果により、近隣地域においても水田作大豆栽培への取組みが拡大し、作付面積は増加しています。

③ 県南地方

『21世紀をリードする力強い農業 豊かな農村 in “しらかわ”』を目指し、「水田農業改革の推進」、「園芸産地の育成・強化」等の施策に取り組みました。

水田農業改革の推進については、白河市大信・下小屋地区の水稲直播栽培ほ場等において、水稲直播栽培の推進及び技術向上を図るため、検討会等を開催しました。その結果、県南地方における平成17年度の水稲直播栽培面積は、前年比14ha増の45haに拡大しました。

園芸については、白河市表郷、棚倉町、矢祭町を中心にイチゴ産地の強化を図るため、大型ハウス24棟（7,392㎡）が導入されました。

県南地方における県産オリジナル品種「ふくはる香」のシェアは9割に達しており、「ふくはる香」の産地としてさらに飛躍することが期待されています。

さらに、農産物直売所については、矢吹町の「やぶき大池直売所」、棚倉町の「たな菜館」、鮫川村の「手・まめ・館」が新たにオープンし、県南地方の直売所は38箇所となりました。

～「米粉パン」学校給食に本格導入（西郷村）～

西郷村では、小・中学校8校、1幼稚園の学校給食に、「米粉パン」約2,000食分が供用され、年10回実施されました。

これまで、試験的に「米粉パン」が学校給食で提供された事例はありましたが、村内の全部の小・中学校及び幼稚園で本格的に導入されたのは、県内では初の取組みとなりました。

原料の米は、無償で提供された平成15年中通り産の学校給食用政府備蓄米で、これをもとに米粉の製粉及びグルテンの調合を行いました。

「米粉パン」を食べた児童からは、「いつもと違う味がする」、「もちもちして美味しい」などの感想が聞かれ、先生の「美味しいですか？」の質問には、ほぼ全員の児童が手を挙げるなど大変好評でした。

今後は、「米粉パン」の拡大に向けて、製粉及び製パン技術の確立、製造コストの低減などの課題解決に積極的に取り組むこととしています。

④ 会津地方

『美しい自然と豊かな資源を生かした「新しい世紀の会津農業」』を目指し、「水田農業の確立と園芸作物の振興」、「環境に配慮した循環型農業と安全安心な農作物供給」等を中心に施策を展開しました。

水田農業については、土地利用型作物の振興に取り組み、小麦やアスパラガスの作付が拡大したほか、大豆の団地化が促進されました。また、園芸作物については、会津全域を対象としたアスパラガスの広域共同選果施設が整備され、今後の生産拡大、流通体制の拡充に向け、地域農業の中核施設として大きな役割を果たすものと期待されています。

環境に配慮した循環型農業については、夏秋きゅうり等での防虫ネット被覆栽培、りんごのコンフューザー導入、水田の浅水代かきによる湖沼への稲わらの流入防止などの取組みが拡大しました。

会津地方グリーン・ツーリズム推進会議では、情報発信や広域連携活動を積極的に行っており、受け入れ体制の整備や農家民宿の新規開設が進むなど、グリーン・ツーリズムへの取組みが活発化しています。

～発芽胚芽精米製造施設が本格稼働（旧 会津本郷町〔新 会津美里町〕）～

会津本郷町に営業を目的とした施設としては全国初の発芽胚芽精米工場が完成し、平成17年度より本格稼働しました。

工場で製造される新製品「白い発芽胚芽米（発芽胚芽精米）」の特徴は、従来の発芽米の弱点とされた「食味」、「消化吸收」の課題を解消し、普通の白米と同じように炊飯して食べられる、全く新しいお米です。

この「白い発芽胚芽米」には、高血圧・高血糖などの生活習慣病予防で話題の「ギャバ（GABA）」が一般の白米と比べて約12倍も多く含まれており、「白米のおいしさ」と「胚芽米の栄養」が一つになったお米です。また、「ギャバ」の他にも、ビタミンやミネラルも多く含まれ、健康維持に効果が期待できるとともに、パエリアやリゾットなどアレンジメニューも楽しめるお米となっています。

市場で最も期待される新たな発芽米として、首都圏や関西方面に向けて全国出荷・販売を行うとともに、会津本郷町の直売所等でも販売しており、会津本郷町産の「コシヒカリ」を原料とした発芽胚芽精米の量産・販売に、地域の大きな期待が寄せられています。

⑤ 南会津地方

『豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり』を目指し、「水田農業改革」、「担い手の育成」、「地産地消による地域農産物の消費拡大」等を中心に施策を展開しました。

水田農業改革については、園芸作物の生産振興及び環境にやさしい米づくりを推進した結果、トマト・アスパラガスの栽培面積が拡大したほか、水稲では特別栽培米部会が設立されました。また、持続性の高い農業生産方式の導入を推進し、平成17年度には特に水稲において新たに172名をエコファーマーとして認定するなど、水稲やトマトを中心にエコファーマーが325名となりました。

担い手の育成については、管内各町村において関係機関と連携し集落営農を推進した結果、平成17年度は下郷町芦ノ原集落など8集落において新たに農用地利用改善団体が設立されました。

地産地消による地域農産物の消費拡大については、地元の小学生が総合学習の時間を活用し、“元気しめじ応援隊”としてハタケシメジのPR活動に取り組みました。また、平成17年4月に下郷町にオープンした直売施設「よらっしゅ」では、地域の畜産農家と連携した加工品開発や学校給食との連携強化を図るなど、地産地消についても積極的な推進を図りました。

～グリーン、紫、ホワイトの三色アスパラガスの産地！ 南会津地方～

南会津地方では、昭和40年代半ばからアスパラガスの栽培が始まり、現在では、郡内で71haが栽培されるなど、県内有数の産地となっています。また、標高500mの高冷地において、昼と夜の温度差が大きい気候を生かして栽培されるため「甘み」がぐっと詰まっており、市場から高い評価を得ております。

従来、南会津地方ではグリーンアスパラガスが生産されていましたが、他の産地にない特色あるアスパラガスを生産するため、平成16年から、紫アスパラガスの出荷が開始されました。紫アスパラガスは、外皮が紫色で、グリーンアスパラガスと比べ甘味が強く、「コラーゲン」の主成分であるアミノ酸「プロリン」の含有量が高いという特徴があります。また、平成17年からは、ホワイトアスパラガスの出荷も始まり、グリーン、紫、ホワイトの三色が揃いました。

現在、紫アスパラガス、ホワイトアスパラガスについては、生産が開始されたばかりで栽培面積は少ない状況にあり、拡大を図ることとしております。今後は、南会津地方がグリーン、紫、ホワイトの三色が揃ったアスパラガスの産地として、さらに飛躍するものと大きな期待が寄せられています。

⑥ 相双地方

『温暖な気候を生かした21世紀の多彩な農業』を目標に、「地域特性を生かした農業振興」、「担い手の確保と地域営農体制の確立」、「環境にやさしい農業の推進」等を展開しました。

地域特性を生かした農業振興については、カボチャ、イチゴ、リンドウ等の戦略作物の作付が順調に拡大しており、特に、ブロッコリーは作付面積が200haを超え、鮮度保持のための氷詰め出荷など「新鮮・安全・安心」に関する取組みも積極的に行っています。

担い手の確保と地域営農体制の確立については、認定農業者が847人となったほか、農用地利用改善団体の設立（新規に3団体、合計9団体）が促進されるとともに、「岡地区農業経営者会」（新地町）の法人化や「大井・塚原生産組合」（南相馬市）の特定農業団体化など担い手組織の設立が促進されました。

環境にやさしい農業の推進については、相双地方をモデルとして有機農産物による「安全・安心な農産物」の生産技術の構築に取り組むとともに、資源循環型農業地域支援センターを中心として、たい肥の利活用等が促進されました。

～温暖な気候を生かした園芸作物の生産振興～

冬季間も温暖で日照時間の多い相双地方の気象条件を生かすため、施設化による園芸作物の生産振興に取り組みました。

特にハウレンソウについては、相双地方の気候に適した作物であることから、海岸沿いを中心に作付拡大を積極的に推進しており、大熊町夫沢地区では、JAが補助事業を活用してパイプハウス等の施設を整備し、栽培者はリース契約により施設を利用するという方式で、ハウレンソウの大規模団地を運営しています。このほか、収益性をさらに高める取組みとして、施設の稼働率増加と立ち枯れ病体策の技術を確立するため、ハウレンソウの移植栽培による年7作の作付体系の実証も行っています。

また、施設栽培する野菜の中で最も軽量で高齢者でも栽培しやすいニラについては、JAそうま新地ニラ部会において、パイプハウスや栽培管理・出荷調整機械等の整備を行うとともに、生産者の育成に努めました。その結果、平成17年度のニラの販売額は1億円を超えるなど、産地化が図られました。

今後は、園芸作物の産地化をより一層推進するため、相双地方の地域特性に適した作物の生産振興を図ることとしています。

⑦ いわき地方

『サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業の展開』をキャッチフレーズに、「水田農業改革」と「園芸特産物の産地形成」等を中心に施策を展開しました。

水田農業改革については、「売れるいわき産米」を目指して農業者・関係団体・関係機関からなる推進組織を設立し環境にやさしい米づくりを推進した結果、エコファーマーと特別栽培による水稲の栽培面積は合計280haと前年に比べ214ha増加するとともに、水田の転作作物として、大豆やそばと併せて、いわき地方の温暖な気候に適したイチジクの生産振興が図られました。また、担い手への農地の利用集積にも積極的に取り組み、1,613haの農地を集積しました。

園芸特産物の産地形成では、いわき地方の代表的な作物であるイチゴについて、産地ブランドを確立するため組織単位でのエコファーマー認定を推進しました。また、ナシの本県オリジナル品種「涼豊」の導入促進にも積極的に取り組みました。

このほか、「食と農の交流会」等の意見交換会や料理教室などを開催し、消費者と生産者、食品産業関係者が相互理解をすることで、地産地消の推進に努めました。

～県内初・イチゴ部会全体でエコファーマー取得！「いわきのイチゴ」～

いわき地方では、冬季間でも温暖で日照時間が長いなどの気象条件を生かして、冬から春にかけてイチゴの促成栽培が盛んに行われており、代表的な作物となっています。また、近年では、水田農業改革における水田の転作作物として、イチゴに対する期待は高まっています。

このような中、JAいわき市イチゴ部会では、平成17年3月に生産者9名がエコファーマーに認定されたことを契機に、平成17年度中にイチゴ部会全体（水耕栽培を除く）でエコファーマーの認定取得を目指すこととし、関係機関・団体と連携のもと認定の手続きを進めてきました。

その結果、平成17年12月に生産者46名が認定され、既認定者と併せて、県内で初めてイチゴ部会全員がエコファーマーとなりました。また、イチゴの水耕栽培については、土づくりの技術を導入しないためエコファーマーの対象とはなりません。土耕栽培と同様に、化学合成農薬を最小限に抑えた環境にやさしいイチゴ栽培に積極的に取り組んでいます。

今後は、環境にやさしい農業の取組みを拡大していくことにより、産地の発展・ブランド化に結びつくことが大いに期待されています。

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況 (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進捗状況

① 農家数

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
総農家数	戸	115,480	104,300	104,511	90.5	100.2
販売農家	戸	95,720	82,300	80,597	84.2	97.9
主業農家	戸	11,670	10,200	14,287	122.4	140.1
うち 65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	11,866	116.4	118.7
準主業農家	戸	22,810	18,000	24,761	108.6	137.6
副業的農家	戸	61,240	54,100	41,549	67.8	76.8

② 農業就業人口（販売農家）

項 目	単位	現 状 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	135,010	98.7	131.1
うち 男性	人	58,620	43,600	60,979	104.0	139.9
うち 女性	人	78,100	59,400	74,031	94.8	124.6
うち 65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,787	114.1	149.0

③ 耕地面積

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	153,200	95.8	99.0
うち 田	ha	112,000	109,800	107,400	95.9	97.8
うち 畑	ha	48,000	44,900	45,830	95.5	102.1

※ 端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

④ 農業産出額（農業粗生産額）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成16年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	1,032	86.9	83.1
麦類	億円	1	7	1	100.0	14.3
豆類	億円	13	57	16	123.1	28.1
穀類	億円	8	21	8	100.0	38.1
園芸作物	億円	952	1,353	907	95.3	67.0
うち 野菜	億円	560	840	554	98.9	66.0
うち 果実	億円	311	391	275	88.4	70.3
うち 花き	億円	81	122	78	96.3	63.9
工芸農作物	億円	84	104	68	81.0	65.4
畜産	億円	527	705	509	96.6	72.2
うち 乳用牛	億円	124	146	113	91.1	77.4
うち 肉用牛	億円	120	180	148	123.3	82.2
うち 豚	億円	108	162	107	99.1	66.0
うち 鶏	億円	174	215	138	79.3	64.2
うち 他 畜産物	億円	1	2	4	400.0	200.0
菌茸類	億円	62	80	45	72.6	56.3
その他	億円	30	34	27	90.0	79.4
合 計	億円	2,865	3,600	2,613	91.2	72.6

※ 端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

⑤ 生産農業所得（菌茸類を含む）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成16年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	111,071	96.0	71.4
生産農業所得率	%	40.4	43.2	44.2	-	-

⑥ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項 目	単位	基準値 [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成16年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	4,630	100.7	55.8
農家所得	千円	6,000	8,800	5,111	85.2	58.1
農業依存度	%	76.7	94.3	90.6	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	5,756	72.9	53.8

※ 「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均

(2) 地方計画の進捗状況

① 県北地方

指 標		基 準 値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	きゅうり	ha	369	394	343	93.0	87.1
	ピーマン	ha	32	47	31	96.9	66.0
	いちご	ha	69	84	63	91.3	75.0
栽培面積	もも	ha	1,720	1,790	1,631	94.8	91.1
肉用牛飼養頭数		頭	11,400	12,300	11,600	101.8	94.3
高品質肉用鶏飼養羽数		羽	8,900	27,000	16,000	179.8	59.3
なめこ生産量		t	363	450	781	215.2	173.6
果樹用施設面積		ha	66	185	71	107.6	38.4
大豆用乾燥・調製施設		カ所	0	3	2	—	66.7
農産物加工施設		カ所	9	21	30	333.3	142.9
農産物直売施設		カ所	31	46	50	161.3	108.7

② 県中地方

指 標		基 準 値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	きゅうり	ha	332	368	311	93.7	84.5
	トマト	ha	162	266	131	80.9	49.2
	さやいんげん	ha	304	345	265	87.2	76.8
	さやえんどう	ha	118	121	89	75.4	73.6
	ピーマン	ha	39	46	39	100.0	84.8
	なす	ha	118	149	110	93.2	73.8
	ねぎ	ha	225	366	191	84.9	52.2
	にら	ha	73	77	63	86.3	81.8
	だいこん	ha	376	427	285	75.8	66.7
	花き	ha	126	163	87	69.0	53.4
	葉たばこ	ha	1,170	1,188	941	80.4	79.2
栽培面積	もも	ha	55	90	51	92.7	56.7
生しいたけ生産量		t	850	1,200	631	74.2	52.6
肉用牛飼養頭数		頭	36,880	37,750	33,720	91.4	89.3
野菜用施設面積		ha	187	372	213	113.9	57.3
農産物直売施設		カ所	17	32	43	252.9	134.4

③ 県南地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	そば	ha	60	600	102	170.0	17.0
	トマト	ha	122	190	124	101.6	65.3
	きゅうり	ha	103	119	93	90.3	78.2
	いちご	ha	7	17	10	142.9	58.8
	ブロッコリー	ha	119	164	166	139.5	101.2
	しゅんぎく	ha	(10年) 15	30	33	220.0	110.0
	レタス	ha	55	64	89	161.8	139.1
	未成熟とうもろこし	ha	245	280	175	71.4	62.5
栽培面積	かき	ha	76	100	82	107.9	82.0
肉用牛飼養頭数	頭		11,920	13,100	10,920	91.6	83.4
大豆用乾燥・調製施設	カ所		0	2	0	—	—
農産物直売施設	カ所		10	19	38	380.0	200.0
農産物加工施設	カ所		3	8	14	466.7	175.0
農業集落排水処理施設整備済人口	人		28,853	47,904	35,614	123.4	74.3

④ 会津地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	そば	ha	2,664	3,750	2,299	86.3	61.3
	トマト	ha	148	220	104	70.3	47.3
	アスパラガス	ha	311	384	327	105.1	85.2
	ねぎ	ha	116	187	112	96.6	59.9
	花き	ha	158	205	133	84.2	64.9
果樹栽培面積	ha	900	1,000	826	91.8	82.6	
肉用牛飼養頭数	頭		5,432	7,900	3,870	71.3	49.0
なめこ生産量	t		506	700	209	41.3	29.9
エコファーマー	人		0	587	2,457	—	418.6
農産物直売施設	カ所		27	44	57	211.1	129.5
都市・農村交流施設	カ所		4	18	15	375.0	83.3

⑤ 南会津地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積 大豆	ha	128	347	140	109.4	40.3
そば	ha	383	650	379	99.0	58.3
アスパラガス	ha	80	143	71	88.8	49.7
トマト	ha	34	63	41	120.6	65.1
りんどう	ha	40	58	23	57.5	39.7
宿根かすみそう	ha	14	26	16	114.3	61.5
栽培面積 りんご	ha	84	95	47	56.0	49.5
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	5,300	481.8	53.0
まいたけ生産量	t	36	45	14	38.9	31.1
野菜用施設面積	ha	45	120	54	120.0	45.0
農産物加工施設	カ所	3	7	12	400.0	171.4
農産物直売施設	カ所	14	20	13	92.9	65.0

⑥ 相双地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積 トマト	ha	62	92	41	66.1	44.6
しゅんぎく	ha	(10年) 35	38	37	105.7	97.4
ほうれんそう	ha	127	165	123	96.9	74.5
いちご	ha	12	20	15	125.0	75.0
だいこん	ha	262	329	189	72.1	57.4
花き	ha	71	88	54	76.1	61.4
麦類	ha	204	360	182	89.2	50.6
豆類	ha	758	1,770	844	111.3	47.7
肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	16,800	96.8	92.8
生しいたけ生産量	t	577	680	541	93.8	79.6
農産物直売施設	カ所	18	29	45	250.0	155.2

⑦ いわき地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	大豆	ha	128	612	120	93.8	19.6
	トマト	ha	18	30	18	100.0	60.0
	ねぎ	ha	156	262	150	96.2	57.3
	さやいんげん	ha	75	77	50	66.7	64.9
	いちご	ha	19	25	14	73.7	56.0
	シクラメン	ha	3	6	2	66.7	33.3
	きく	ha	9	9	6	66.7	66.7
栽培面積	いちじく	ha	8	15	9	112.5	60.0
菌茸生産量	エリンギ	t	120	180	373	310.8	207.2
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	1	—	50.0	
農産物加工施設	カ所	1	8	6	600.0	75.0	
農産物直売施設	カ所	11	21	31	281.8	147.6	

※ 地方計画の現況値は、現時点で把握できる直近のデータを掲載している。

3 「水田農業改革アクションプログラム」の進捗状況

「水田農業改革アクションプログラム」に掲げた指標の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 環境にやさしい米づくり

区 分	基準値 (H14)	実績 (H17)	ガイドライン (H17)
環境にやさしい米づくり	984ha	15,070ha	19,750ha
有機栽培 ※ ¹	88ha	186ha	250ha
特別栽培 ※ ²	799ha	2,820ha	3,500ha
エコファーマーによる栽培 ※ ³	97ha	12,064ha	16,000ha

※¹：転換期間中を含む。

※²：県認証に加え、県認証以外（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるもの）を含む。

※³：生産方式の導入計画面積

(2) 水稻直播栽培

区 分	基準値 (H14)	実績 (H17)	ガイドライン (H17)
水稻直播栽培面積	911ha	998ha (1,052ha) ※	3,000ha

※：() 内は、ホールクroppサイレージ用稲を含む面積

(3) 米の消費拡大

区 分	基準値 (H14)	実績 (H17)	ガイドライン (H17)
米飯給食の週平均実施回数 (人数割)	2.8回	2.9回	3.4回
米の消費水準	111 (H11～13平均)	107 (H14～16平均)	113 (H14～16平均)

(4) 野菜・花きの作付面積、施設面積

区 分	基準値 (H14)	実績 (H17)	ガイドライン (H17)
野菜・花き作付面積	16,266ha	15,871ha	18,208ha
うち野菜 ※ ¹	15,512ha	15,101ha	17,327ha
うち花き ※ ²	754ha	770ha	881ha

※¹：農林水産統計データ

※²：福島県野菜・花き類生産状況調査データ

区 分	基準値 (H13)	実 績 (H17*)	ガイドライン (H17)
野菜・花き施設面積	1,168ha	1,159ha	1,551ha
うち野菜 (防虫ネット栽培)	945ha	941ha(76ha)	1,261ha
うち花き	223ha	218ha	290ha

※：福島県ハウス実面積調査（防虫ネット面積を含む）。

(5) 大豆作付面積、大豆の県内需要に対する充足率

区 分	基準値 (H14)	実 績 (H17)	ガイドライン (H17)
作付面積	3,810ha	3,400ha	6,100ha
うち水田	1,960ha	1,640ha	3,700ha
県内充足率	9%	10%	36%

(6) 飼料作物作付面積

区 分	基準値 (H14)	実 績 (H17)	ガイドライン (H17)
作付面積	14,900ha	13,700ha	16,760ha
うち水田	4,981ha	3,760ha	5,412ha

(7) 意欲ある担い手及び認定農業者への農用地利用集積面積

区 分	基準値 (H14)	実 績 (H17)	ガイドライン (H17)
意欲ある担い手への農用地利用集積面積	42,414ha	49,223ha	67,065ha
うち認定農業者への農用地利用集積	26,733ha	30,936ha	47,293ha

(8) 認定農業者等の意欲ある担い手の育成

区 分	基準値 (H14)	実 績 (H17)	ガイドライン (H17)
認定農業者数	5,124	5,613	6,455

(9) 大規模稲作経営体数

区 分	基準値 (H14)	実 績 (H17)	ガイドライン (H17)
大規模稲作経営体数 (水田経営面積30ha以上)	13	29	150

Ⅲ 農業及び農村の振興に 関して講じた施策

1 「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の展開

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の目標を達成するため、農業者や地域の意見を幅広く聞くとともに、本計画の進行管理を行いながら、関係者が一丸となって新しい運動を展開することとしています。

このため、市町村、農業関係団体、消費者団体及び県などを構成員とする「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動推進本部」を、県域及び7つの地方に設置し、重点的に取り組むべき施策を展開しました。

2 「水田農業改革アクションプログラム」に基づく水田農業の再構築

平成16年からスタートした米政策改革を契機に、関係機関・団体と県で構成する「福島県水田農業改革推進本部」において策定した「水田農業改革アクションプログラム(以下、「アクションプログラム」という。)」に基づき、収益性の高い農業経営の確立と米の消費拡大、活力ある生産構造の確立を目指し、関係者が一体となって施策に取り組みました。

施策の推進に当たっては、県及び地方段階において、目標を定め進行管理を行うとともに、その評価・分析を踏まえた取組みを展開しました。

特に、平成17年度ガイドラインに対する達成見込みの低い項目を中心に、平成17年12月から平成18年2月までを「アクションプログラム推進強化月間」として、これまでの課題・問題点等の検証結果に基づき、7つの地方水田農業改革推進本部毎に特に優先的に取り組む項目を選定し、重点推進地区及び対象者をリストアップした上で、強力な推進活動を展開しました。

●水田農業改革アクションプログラムの取組み事例

～会津米ブランド「会津エコ米」3・8(サンパチ)運動～

会津地方の4JAでは、環境にやさしい農業の実践と併せて会津米のブランドを確立し、販売競争に打ち勝ち安定した価格で売りきれ産地の構築を目指して、『会津米ブランド「会津エコ米」3・8(サンパチ)運動〔以下「運動」という。〕』に取り組むこととしています。

運動では、4JAが委託販売契約をしている17,500haの水稲栽培面積をベースとし、平成18年度に3割、平成19年度に8割をエコファーマーによる栽培や特別栽培とすることを目標に、4JAの統一栽培歴の作成、会津エコ米専用肥料の開発、モデルほ場の設置(4JA管内60カ所)等に取り組みました。

3 環境と調和した園芸産地の育成・振興

(1) 園芸産地の育成に向けた取組み

「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、園芸作物の生産を大幅に拡大することを目標としています。

このため、消費者団体を含めた関係機関・団体で構成する「ふくしま21園芸特産推進本部」を中心に、「園芸ふくしま21パワーアップ運動」と麦・大豆の生産振興を図るための「ふくしま麦大豆3アップ運動」に一体的に取り組んでいます。

平成17年度は、県内177の産地で作成した「園芸特産産地強化プログラム」の目標を実現するため、生産及び出荷施設の整備など、消費者のニーズにこたえる産地づくりに努めるとともに、「うつくしま園芸特産物生産拡大推進大会」開催などの取組みを進めました。

(2) 環境にやさしい園芸の推進

園芸作物の生産においては、農産物の安全性に対する消費者ニーズにこたえながら、環境に対する負荷をできるだけ軽減して、農業の持続的な発展と自然環境の保全を図るため、たい肥などによる土づくりと、化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業生産方式の導入促進に努めています。

●ブロッコリー生産が拡大した事例

～北海道から首都圏まで新鮮で安心できるブロッコリーを届ける！

(JAそうま)～

ブロッコリーは相馬地方の基幹作目で、春と秋冬を併せた栽培面積は120haを超えるまでに拡大しています。

「JAそうま」ではブロッコリーの鮮度保持のため、平成17年度に補助事業を活用し南相馬市の野菜集出荷施設に製氷器を導入し、本格的に氷詰め出荷を開始しました。この結果、実需者からのブロッコリー産地としての評価が高まりました。

また、JAブロッコリー専門部会としてエコファーマーの育成にも積極的に取り組み、現在29名が認定を受けています。

今後は、「北海道から首都圏まで新鮮で安心できるブロッコリーを届ける！」をスローガンに、特別栽培や有機栽培への取組みも推進することとしています。

4 意欲ある担い手の育成

(1) 認定農業者、新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

認定農業者については、本県農業の担い手として効率的かつ安定的な経営を行うとともに、これらの経営体が農業生産の相当部分を担うことが期待されていることから、重点的な支援を行っています。

平成17年度は、県及び地域の担い手育成総合支援協議会等が認定農業者の確保や経営改善を支援する活動、県及び市町村段階の認定農業者組織が自らの経営改善と地域の農業振興に資する活動等に対して支援を行いました。

その結果、認定件数は、平成18年3月末日現在で、前年同期比251件増の5,613件（目標8,300件の67.6%）となりました。

また、集落の話し合いのもとに、認定農業者等の担い手を明確化するとともに、高齢な農業者や兼業農家等も営農に参加できる新たな仕組みづくりを構築する「集落営農」の積極的な推進を図りました。

さらに、「農用地利用改善団体」の設立や活動の活性化を進め、農用地利用規程に基づき、認定農業者や特定農業団体等の担い手へ農用地を効率的に集積し、集落全体の安定した農業経営の実現を目指します。

●担い手の育成・確保に向けた取組み事例

～広域的推進体制による担い手の育成（石川地方農業振興協議会担い手部会）～

石川地方の5町村、JA等関係機関で組織する「石川地方農業振興協議会」では、農業の生産性及び農業者の経済的・社会的地位の向上等これまで行ってきた取組みに加え、関係機関・団体の連携を強化し担い手への支援活動を一層促進するため、平成17年5月に下部組織として「担い手部会」を設置するとともに、あわせて活動の迅速化を図るための「プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）」を編成しました。

「チーム」は、町村と農協、共済組合、農業普及所の職員で構成され、それぞれの構成員が横の連携を強化することで集落営農推進を始めとする担い手育成・確保の取組みを一元化するものです。

「チーム」による迅速な支援活動の結果、平成18年2月に古殿町に農用地利用改善団体が設立され集落営農の取組みが促進されるなど、大きな効果が得られています。今後は、石川町においても農用地利用改善団体の設立が予定されるなど、さらなる担い手の育成・確保に対して大きな期待が寄せられています。

一方、次代の本県農業・農村を担う新規就農者の育成・確保は、極めて重要な課題であり、「福島県就農促進方針（平成7年4月策定）」に基づき、「福島県青年農業者等育成センター」を核として就農相談や農地等の斡旋、技術研修、就業支援資金の貸付けなどの各種就農支援施策を展開しました。特に、多様化する新規就農者の就農形態を踏まえ、就農希望者の意思決定から農業経営者として自立するまで体系的に支援し、就農者の定着化を図りました。

さらに、福島県立農業短期大学校では、次代を担う農業者及び地域農業の指導者の養成に努めました。

(2) 女性・高齢農業者の活動促進

女性農業者の活動支援については、農山漁村において男女共同参画を一層推進するため「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」を改訂し、地域ごとの課題をテーマにした「農業・農村パートナーシップ推進大会」の開催、農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」の開講、家族経営協定の締結推進など、様々な支援を行いました。

また、女性の認定農業者数は、平成18年3月現在183人（前年比33人増）まで増加しており、今後はさらに家族経営のパートナーとして共同申請を積極的に推進します。

●家族経営協定の締結状況、女性の認定農業者の育成状況

	平成13年度	平成22年 (目標)	平成17年度	17/13	17/22
家族経営協定締結戸数	328戸	1,200戸	749戸	228%	62.4%
女性の認定農業者数	92人	830人	183人※	199%	22.0%

※ 女性単独・共同申請を含む。

●女性農業者の活動事例

～女性農業者が中心となった農産物加工直売所「ひまわり会」（富岡町）～
「ひまわり会」は、「地域で収穫される安全・安心な農産物を食べてもらいたい。地域の活性化に貢献したい。」という思いから、地域の女性農業者6人の出資によりオープンした農産物加工直売所です。

地元で生産された農産物を活用して、昔ながらの家庭料理「おふくろの味」の惣菜や弁当、そばクッキー等の加工品を中心に販売しています。また、活動の波及効果として加工品と直結した農業生産も活性化し、遊休農地の活用にも貢献しています。

さらに、町と連携して高齢者向けの弁当の供給にも取り組み、配達時に高齢者へ必ず声をかける心配りは地域の福祉活動にも大いに役立っているほか、町の委託による「そば打ち」や「伝統食づくり」等の体験を通じた都市住民の受け入れ、各種イベントへの積極的な参加など、町の活性化にも大きく貢献しています。

(3) 農業経営の法人化の促進

地域農業を担う農業経営体の法人化は、新規就農者の受け皿や農村社会の活性化、農業経営の円滑な継承等を推進するうえで重要であることから、「福島県農業法人支援センター」を中心に、法人化を志向する認定農業者等を対象として、農業経営の発展段階に応じた法人化講習会等を開催しました。この結果、県内でこれまで197の農業法人（平成18年1月現在）が活動しています。

また、県内の農業法人の経営向上のため、「福島県農業法人支援センター」が有志で組織する「うつくしまふくしま農業法人協会」と連携し、法人へ就業を希望する者への「農業法人合同会社説明会」の開催や従業員等に対する研修活動を支援しました。

●農業生産法人の設立状況

	平成11年	平成22年 (目標)	平成17年	17/11	17/22
農業生産法人数	128	360	197	154%	55%

さらに、市町村が認定する特定農用地利用規程によって地域の過半の農業を請け負う特定農業法人は、税制上の特典として農用地利用集積準備金制度を活用できることから、法人経営の安定に大きなメリットがあります。このため、平成15年度には3法人であった特定農業法人は、平成17年度は7法人となりました。

(4) 農業の担い手を支援する生産基盤の整備

地域農業の中心となる担い手を支援するため、経営規模拡大と農業生産の省力化・低コスト化に不可欠なほ場の大区画化と、田において麦・大豆等を生産するために必要な排水条件を整備する汎用化を推進しました。

また、農業経営の効率化・近代化を図るため、大規模機械による通作や大型車による生産物・資材運搬等に不可欠な農道整備を積極的に進めるなど、農業生産基盤の整備を推進しました。

5 地域特性を生かした農業の振興

(1) 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興

本県農業の中心である稲作については、県内18地域に新たに設置した水稻直播支援センター等を核として直播栽培の拡大を進めるとともに、本県オリジナル品種「ふくみらい」の生産拡大を図りました。

大豆については、「ふくいぶき」や「おおすず」の普及と品質向上を図るとともに、地元産大豆を使用した豆腐、ゆば、菓子等の試作や販売を行うなど、商品開発に向けた活動を行いました。

本県を代表する野菜であるきゅうり、アスパラガスについて、生産性の向上及び消費者ニーズに即応するため、新技術の普及・定着を推進したほか、イチゴについては本県オリジナル品種の「ふくはる香」、「ふくあや香」の普及に努めました。

果樹については、樹勢の低下や樹齢の進行等により低生産性園が増加していることから、本県オリジナル品種等の導入による園地のリフレッシュや、本県オリジナル品種のおどう「あづましずく」の栽培面積の拡大に努めました。

花きについては、県オリジナル品種等を中心とした産地育成を進めるため、県内4ヵ所の普及拠点ほを設置し、県オリジナル品種の普及PR展示、生育データの収集を行いました。また、花と緑の普及推進、県産花きの消費拡大に向けて、農業団体や花き流通・販売団体と連携し、「ふくしまフラワーフェスティバル」などのPR活動を実施しました。

葉たばこでは、日本たばこ産業(株)の作付方針の変更に伴い葉たばこから野菜、花などへの経営転換を行う生産者を支援するため、緊急支援対策を実施しました。

肉用牛については、「福寿幸（ふくとしゆき）」、「日本桜（にほんざくら）」を基幹種雄牛とし、「景東（かげあずま）」、「照隼福（てるはやふく）」、「登美貴（とみたか）」と併せて、和牛の三大系統である気高系、但馬系、糸桜系の優秀な種雄牛が揃い、質・量兼備の銘柄「福島牛」の生産に大きく貢献するものと期待されています。

(2) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開

農業の生産性を向上させるには、先端技術を活用した農業技術や新品種開発が不可欠であることから、本県オリジナル品種の開発に努めるとともに、開発された新品種の栽培技術の確立及び普及・定着を積極的に推進しました。

試験研究体制の再編整備については、「福島県農林水産業試験研究体制整備計画（平成9年策定）」に基づき、平成18年4月の開所に向けて「福島県農業総合セン

ター」の建設を進めました。また、同センターの機能として「技術開発・企画調整」、「地域農業支援」、「先進的農業者育成・支援」、「食の安全・環境にやさしい農業支援」を具備するとともに、同センター整備の基本理念の一つである『開かれた試験研究機関』を具現化するため、「県民との交流・情報発信」の機能を担う施設の整備を進めました。

さらに、本県農林水産業に関する技術や試験研究成果及び農業気象に関する情報等を県内の農業者に広く周知するため運営しているホームページ「うつくしま農林水産情報ネット」は、毎年利用者数が増加し、平成17年度のアクセス件数は約169千件と、多くの方々に利用されています。

(3) アグリビジネスによる農業経営の発展

農業者が「農業」を基本としながら、農産物加工等の第二次産業、産直や農家レストラン、農家民宿等の第三次産業へ経営を展開していくアグリビジネスは、本県においても年々、拡大してきており、個々の経営に合った指導・支援を展開しました。

●アグリビジネスの展開事例

～自家栽培の農産物に付加価値を付けた農家レストラン開店（二本松市）～

調理師専門学校を卒業し都内のレストランで腕を磨いた息子さんが、二本松市の実家に戻り就農したことを契機に平成17年6月に農家レストランを開店しました。

この農家レストランでは、お母さんが和食、息子さんが洋食を担当し、地場産や自家で栽培した旬の農産物を素材に、ナメコミックスピザやナメコサラダ、自家製パン、手作り豆腐、イタリア料理など豊富なメニューを取り揃えています。

現在は、農業経営との両立のため予約制となっておりますが、口コミで利用者も増えており、自家栽培の農産物に付加価値を付けた農家レストランの存在は、地域の元気の源として活性化に役立っています。

6 県産農産物の消費拡大

(1) 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給

現在は、価値観や生活スタイルの多様化が進み、それに伴い農産物の消費形態も多様化してきています。

このように多様化する消費者ニーズに合った県産農産物を安定的に生産・供給していくため、県全体及び地域ごとに戦略作目や基幹作目を設定するとともに、出荷規格の統一や集出荷施設の整備を支援しました。

●新しい特産品に期待

～村内産大豆を使った豆腐販売「手・まめ・館」オープン（鮫川村）～

鮫川村では、従来から「豆で達人なむらづくり」をキャッチフレーズに、大豆の栽培及び村内産大豆を原料とした「きな粉」など加工品の開発に取り組んできました。

そのような中、平成17年6月に、廃園となった村立幼稚園を改装し、農産物加工室や農産物直売所、食堂を整備し、「手・まめ・館」としてオープンしました。ここでは、村内産の大豆を原料とした加工品や村内農産物等の販売、それらを使った家庭料理を提供しています。特に、豆腐については、大学で醸造や豆腐づくりの研修を受けた村農林課の職員が1日150丁製造しておりますが大変好評です。

今後、「手・まめ・館」では、村内産大豆を使った味噌などの加工品開発に取り組むこととしており、「豆で達人なむらづくり」のさらなる推進に大きな期待が寄せられています。

(2) 流通の合理化及び食品産業との連携強化

ア 流通の合理化

青果物は、卸売市場を経由する流通が主流となっていますが、大手量販店や中・外食産業等、大口需要者の流通に占める割合が年々増加し、また、市場を通さない直販ルートなどが拡大しており、市場の取扱高は低下傾向にあります。

このような市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、生鮮食品等の円滑かつ効率的な流通を確保するため、平成22年度を目標年度とする「第8次福島県卸売市場整備計画」を平成17年10月に策定し、計画的な市場整備に取り組みました。

イ 食品産業との連携強化

本県の食品産業には、地域産業の中心として活躍している企業が数多くあり、農業は、これらの食品産業へ原料を提供するパートナーとしての役割を担っています。

また、本県では各地域の様々な気象条件や地理的条件を生かした多様な農産物の生産が展開されており、各地域において農業と食品産業の情報交換会の開催等により連携強化を図るとともに、地域の農産物を活用した商品の開発を行いました。

●食品産業との連携による商品開発

～農業と食品産業の協働による地域ブランド品の開発（伊達地方）～

伊達地方は、果樹を中心とした園芸産地ですが、産地としてさらに発展するため、農業者、食品産業、消費者、関係機関を構成員とする「伊達地方農業・食品産業連携推進協議会」を設立し、地域ブランドとなる新規加工品の開発等に取り組みました。

その結果、長期冷蔵保存技術を活用した高級贈答用ももや、米粉と顆粒大豆を使用したヘルシーパン、あんぼ柿を使用した菓子等を試作しました。いずれの試作品も、概ね期待どおりの加工品となりましたが、さらなる品質向上を目指して今後も加工品開発に取り組むこととしております。

(3) 県産農産物の県内外への積極的なPR

県産農産物の県内外へのPRについては、各品目ごとの流通形態に沿って、より高い効果が上がるよう行いました。

米については、毎月8日を「ごはんの日」と定め、11月、12月には県内の量販店等での県産サンプル米の無償配布やテレビのスポット放送により周知を行うとともに、県内の小中学校で、米飯給食を実施する経費の一部を助成するなど、県産米の消費拡大を積極的に推進しました。

また、本県が独自に開発した新品種「ふくみらい」の販売促進のため、県内量販店において「ふくみらい」フェアを実施しました。さらに、首都圏及び関西圏を中心に、各種の公告媒体、新米フェア、イベントなどを活用し、様々な機会に県産米の積極的なPRを行いました。

青果物については、全国的に上位のシェアを誇る「もも」をはじめとする果実や旬の野菜等のPR活動として、主要消費地の卸売業者を産地に招いての市場懇談会

や、県オリジナル品種試食宣伝会の開催ほか、県産青果物を扱う「ふくしま青果物フェア」の開催（北海道・京浜・京阪神地区）、さらには各種宣伝媒体を活用したPRを行うなど、本県青果物のイメージアップと販路の拡大に努めました。

●県産農産物の県外へのPR事例

～フルキャストスタジアム宮城「福島県デー」において本県産ももをPR～

平成17年8月にフルキャストスタジアム宮城において、本県の果実や観光地などの「ふくしまの宝」をPRするため、「福島県デー」を開催しました。

その中で、来場者先着1,000名にももを無料配布したほか、東北楽天の選手及び両チームの監督に5kgのももを贈呈するなど、「ふくしまのもも」をPRしました。

～東アジア地域への県産農産物の輸出促進～

目覚ましい経済発展を遂げている中国・上海において、本県産農産物の中国の消費者への浸透と知名度向上を図るため、「なし（豊水）」の試験輸出・販売を支援しました。

また、農林水産省が北京と香港に設置した海外常設店において、「りんご（ふじ）」や「あんぽ柿」等を販売したほか、台湾及びタイへの「もも（川中島白桃）」の輸出も支援するなど、高品質な県産農産物の東アジア地域への輸出促進の取り組みを進めました。

平成17年度県産農産物の輸出実績

輸 出 先		品 目	輸 出 量 (kg)
中 国	上 海	なし（豊水）	2,000
	北 京	りんご（ふじ）	2,000
	香 港	もも（川中島白桃）	2,500
		なし（新高）	300
		りんご（ふじ）	130
		米	10,000
	薬用人参	3,950	
台 湾	もも（川中島白桃）	30,000	
タ イ	もも（川中島白桃）	1,000	

大豆については、「福島県産大豆100%使用ロゴマーク」による県産大豆のPRを行っており、使用する企業等が前年度より6社増加し30社（平成18年3月現在）となっています。



福島県産大豆100%使用
ロゴマーク

牛肉については、BSE発生以来、食の安全に対する関心が高まる中で、消費者ニーズに的確に対応していくため、平成17年度は、県内32のモデル店舗（対前年比9店舗増）において、「福島牛」の生産履歴情報の提供を行いました。

また、県内消費者への「福島牛」のPRのため、「福島牛販売促進協議会」が行う指定店の拡大や情報提供機能の強化等の活動を支援するとともに、首都圏の流通、販売業者を対象とした共励会や懇談会を開催しました。

牛乳については、県産生乳を100%使用した学校給食用牛乳の安定的供給により、児童・生徒の体位体力の向上を図ったほか、福島県牛乳普及協会等との連携のもと、各種イベントで広く県民に牛乳の持つ栄養等に対する正しい知識の普及などを行い、県民の食生活の向上、県産牛乳の消費拡大に努めました。

7 安全・安心な農産物の供給の推進

(1) 農産物のトレーサビリティ・システムの導入促進

消費者の、食の安全・安心に対する関心が高まる中で、県産農産物の生産履歴や出荷情報等を速やかに提供することが求められています。また、生産者、販売・流通業者においても、生産履歴等の適切な管理による品質管理が不可欠となっています。

それらに対応するため、生産履歴情報の迅速な提供・管理ができるトレーサビリティ・システムの導入を支援するとともに、効果的・効率的な運用・利用が図られるよう研修及びPRを実施しました。

●福島県産農産物トレーサビリティ・システム導入状況

（平成18年3月1日現在）

導入事業者	米	青果物	肉類（牛肉除）	魚類	計
生産段階	20	23	1	0	44
流通・販売段階	3	16	5	2	26
計	23	39	6	2	70

注：導入事業者数は延べ事業者であり、実事業者数は44団体。

(2) 農薬適正使用の推進

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する関心の高まりを背景に、農薬の適正使用の徹底が強く求められています。

このため、県及び関係機関・団体等が一丸となって、農薬適正使用推進会議をはじめ、各種研修会や現地指導会において、平成18年5月29日から導入される残留農薬のポジティブリスト制度へ適切に対応できるよう、農薬の飛散防止対策等について周知徹底を図りました。

また、農薬の適正使用に関する指導者を育成するため、農薬管理指導士4名及び農薬適正使用アドバイザー151名の認定を行いました。

農作物の農薬散布履歴の記帳については、農業者に対する啓発・指導を行うとともに、出荷団体に対しては、農薬散布履歴を出荷前に確認するとともに、農薬を適正に使用した農産物を出荷するよう指導し、ほとんどの作物で「抽出確認」及び「全戸確認」が行われるようになりました。

(3) 有機栽培、特別栽培農産物の生産推進

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が非常に高まっています。また、自然環境に対する負荷をできる限り軽減する農業生産方式の導入を推進することも重要となっています。

このため、有機性資源の循環利用と人と環境にやさしい安全・安心な農産物の供給に寄与する有機農産物や特別栽培農産物の生産及び消費の拡大を図るため、相双地方に水稻や野菜のモデル実証ほによる栽培技術の確立や、試験研究機関で技術開発を行うとともに、消費者や流通業者等に対しイベントやセミナー等におけるPR活動を行いました。

●有機栽培、特別栽培の推進事例

～相双地方モデル実証ほにおける「田んぼの生き物調査」～

環境にやさしい農業を推進するため、相双農林事務所管内に有機栽培及び特別栽培のモデル実証ほを設置し、栽培技術の確立と普及拡大に努めておりますが、モデル実証ほにおける生物の生息状況を確認する「田んぼの生き物調査」を実施しました。

この調査は、生物生息調査の専門家である「NPO法人メダカのがっこう」に依頼し、有機栽培及び特別栽培による農産物の安全・安心と環境負荷の低減効果を、生物の生息状況を通じて検証するために実施しました。

調査の結果、有機栽培のほ場では、その上空だけをツバメが飛び回り、数多くのクモ類や水生生物が確認されたほか、県の準絶滅危惧種に指定されているツチガエルも多数生息しているなど、多くの生き物が生息していました。

(4) 食品表示適正化の推進

農産物の原産地の偽装表示などを背景に、消費者の食品表示に対する不信感が払拭されない中で、表示の適正化を図ることで県民の信頼を得るため、消費者の協力を得て「食品表示ウォッチャー」による食品表示のモニタリングを行うとともに、食品の専門家を「食品表示チェックアドバイザー」に委嘱し、原産地等の表示のチェックを実施しました。

また、事業者等に対して食品表示制度や適正表示に関するセミナーを開催するなど、食品表示の適正化に向けた啓発活動を行いました。

8 環境と調和した農業の推進

(1) 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進

ア エコファーマーの育成

環境にやさしい農業を推進するため、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入指針（以下「導入指針」とする。）」により、エコファーマーの育成を推進しました。

その結果、エコファーマーの認定者数は、平成18年3月末時点で10,309人（前年比4,739人増）、また、作物ごとの延べ認定件数は11,590件（前年比5,234件増）と大幅に増加しました。生産出荷組合等で全員がエコファーマーとなる例が増えていることから、今後も、認定数が一層増加するものと見込まれます。

●エコファーマー作物別認定状況（平成18年3月末）

（単位：人）

	水 稲	穀類（水稲以外）	野 菜	果 樹	花 き	合 計
延べ認定数	7,451	16	3,221	891	11	11,590
面 積(ha)	12,064	13	601	698	2	13,378

また、環境にやさしい農業に向けた本県独自の取組みを盛り込んだ「福島県農業環境規範」を作成するとともに、その実践について農業者に求めることによりエコファーマー認定者の拡大に努めました。

イ 複合性フェロモン剤を利用した果実生産の推進

「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」では、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、流通促進を図ってきました。平成17年度の複合性フェロモン剤の利用面積は、もも、なし、りん

ご合わせて県内で約2,979ha（前年2,852ha）、全栽培面積の約64%（前年約61%）まで普及し、このマークを付けた果実の出荷数量は約3万2千t（前年2万7千t）となっています。

ウ 農業用使用済プラスチックの適正処理

「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」に基づき、県推進会議や研修会の開催、パンフレットの配布等により農業用使用済プラスチックの適正処理及びリサイクルの啓発を行いました。また、リサイクルの促進に向けて、地区毎の啓発活動やリサイクル施設への運搬経費等に対する助成などを行いました。

その結果、平成17年度の組織的回収率は78.3%（前年比5.0ポイント増）、リサイクル率は52.56%（前年比19.0ポイント増）と確実に向上しています。

エ 農業集落排水処理施設の整備による水環境への負荷軽減

農業集落からの生活雑排水やし尿等を適切に処理し、公共用水域及び農業用水の水質改善を図るため、県内50地区において農業集落排水処理施設整備に対する支援を行いました。

この結果、平成18年3月末時点における全県下水道化構想における農業集落排水処理施設整備人口は124,778人、整備率は52.6%となりました。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成14年3月26日公布）」に沿って「水環境にやさしい農業」の導入を推進するため、新たに郡山市と会津若松市にモデル実証ほを設置し、環境負荷軽減技術の普及推進を図るとともに、これらの技術に必要な機械導入への支援を行いました。

(2) 家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

有機性資源の効率的な循環利用を推進するため、「福島県農林業有機性資源循環利用計画」に基づき、関係機関が一体となり、地域においてたい肥の斡旋・仲介等を行う「資源循環地域支援センター」の設置と、その活動を支援するとともに、良質なたい肥の生産施設や運搬・散布に用いる機械の導入等に対して助成するなど、有機性資源の利用の促進を図りました。

また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準が平成16年11月1日から完全施行されたことに伴い、一定規模以上の畜産経営においては、野積みや素掘り等の家畜排せつ物の不適切な管理が禁止されたため、家畜排せつ物の適正処理に必要な施設整備を支援しました。その結果、平成18年3月現在で、法の適用となる畜産農家の施設整備率は99.7%（整備中を含めた整備率は99.9%）となりました。

(3) 自然環境保全に配慮した農業生産基盤の整備

農業・農村は、野生動植物の生息や水資源、さらには美しい景観など豊かな自然環境を有しており、これらを保全することが重要となっています。

平成13年3月に策定した「うつくしま農村整備プラン21」においては、実施方針として「自然環境保全等に配慮した事業の実施」を定めるとともに、この方針を実現する具体的な手引きを策定し、自然環境等に配慮した農業生産基盤の整備を推進しています。

各事業地区においては、具体的に地域ごとの環境保全の考え方を明確にした「田園環境整備マスタープラン」に基づき、生態系に配慮した多自然型の水路づくりを行うとともに、生息する動植物の一時的な移動や繁殖時期を考慮した工事実施時期の設定など、環境に配慮した工事を実施しています。

●自然環境に配慮した事業の実事例

～ホタルが生息できる水路の整備（双葉町）～

双葉町で実施されている経営体育成基盤整備事業双葉東部地区では、当初、排水路をコンクリート製品で施行する予定でしたが、現況の水路にはホタルが生息しており、地域住民からホタルに配慮して欲しいとの要望がありました。

そのため、設計を再検討し、現況の植生や川底の砂利を最大限利用することで、ホタルやカワニナが生息できる水路を整備しました。

9 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化 —

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。しかし、本県では全耕地面積の約45%が中山間地域に存在するものの、当該地域は平地に比べて1戸当たりの経営耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少や高齢化などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が懸念される状況になっています。

このような中山間地域を含む農山村の多面的機能を維持・強化するため、「中山間地域等直接支払事業」に取り組み、平成17年度は、48市町村において1,380の集落協定が締結され、取組み面積は15,779haとなりました。新たな制度のもとで、将来に向けて農業生産活動を継続するための前向きな取組みが、集落協定面積の63.9

%で締結されており、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮しています。

また、耕作放棄地を含めた遊休農地の農業的利用や非農業的利用など多角的な活用を図るため、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成18年2月改訂）」に基づき、中山間地域等における遊休農地の活用、拡大抑制等の各種施策を展開しており、平成17年度に実施した事業により154haの遊休農地が解消されました。

さらに、遊休農地対策総合支援事業等により、市町村等が行う遊休農地活用の取組みを積極的に支援しました。

●中山間地域等直接支払事業を活用した事例

～担い手への農地集積と学校教育との連携を目指して（いわき市）～

渡戸集落（いわき市三和町）では、高齢化や兼業化等を背景に、集落機能の維持や農用地の管理等が課題となっており、地区内の全農家（45戸）が参加する「渡戸営農改善組合」において、集落の将来像を見据えて課題解決に向けた話し合いを重ねました。

その結果、集落内の2名の認定農業者を中心として農作業を受託している「渡戸生産組合」を担い手と位置づけ、農業生産活動等の継続や集落内の連携を強化していくために中山間地域等直接支払事業の集落協定を締結しました。

具体的には、基盤整備を実施した農用地全体（協定外を含む）の法面、水路、農道等の補修・点検等をはじめ、大豆の転作ブロックローテーション、水稻作業（耕起、田植え、収穫、乾燥・調整）の共同化に取り組むほか、組織的な農地の集積により認定農業者の増加を目指しています。

さらに、小学校等との連携によって体験学習や農村体験事業のほか、他地域の集落と連携して共同活動へ今後積極的に取り組む計画であり、集落協定での話し合いから活動の拡大が図られています。

(2) 特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、気象条件に合った野菜や花きなどの生産施設の整備や管理用機械の導入を支援しました。

また、地域住民の意見や創意を取り入れた「むらづくり計画」に基づき、農産物直売所の整備（川俣町）、案内板の設置（天栄村）、農産物直売所・加工所の整備（鮫川村）を支援しました。

●地域特性を生かした特徴ある農業の展開事例

～中古漁網を再利用した獣害対策への取組み（飯舘村）～

飯舘村は中山間地域に位置しているため、夏期の冷涼な気候を生かしてダイコン、ホウレンソウをはじめ、カボチャ、ミニトマト等の夏秋野菜の生産が盛んですが、近年、イノシシ等による食害が頻発していました。

被害の防止対策としては電気柵が一般的ですが、経費等の問題があり、地域にあった被害防止対策が模索されていました。

そのような中、相双地方の特長を生かした被害防止対策として、相双農林事務所から中古漁網を活用した侵入防止柵を提案し、試行的に設置しました。実施に当たっては、農林事務所が調整役となり、飯舘村産業課が中古漁網を活用した防止策の広報・周知、相馬双葉漁業協同組合原釜支所が中古漁網の提供、JAそうま飯舘営農センターが漁網の受取・配布を担当するなど、関係機関が連携して推進しました。

その結果、食害に対する効果が認められただけでなく、従来、経費をかけて漁網を処分していた漁業者と資材費を負担する農業者の両者にメリットがあり、漁業者と農業者の交流も図られるなど、多くの成果を得ることができました。

今後は、中古漁網を活用した侵入防止柵の効果が一時的なものでないかを検証するとともに、より効果的かつ経済的な方法への改良等を行い、食害が頻発している近隣市町村への普及を図ることとしています。

(3) 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

特色ある地域資源の活用と、第二次、第三次産業との連携を図った産業複合化は、本県の農業・農村を振興していく上で極めて有効です。

特に、都市と農村の交流を進めるグリーン・ツーリズムは、農業・農村に対する都市住民の理解の促進や農村の活性化への貢献が期待されることから、その推進に向けて積極的に施策を展開しました。

グリーン・ツーリズムを全県的に推進する組織として「うつくしま・ふくしま。グリーン・ツーリズム推進会議」と県内7方部に地方推進会議を設置して、地方の特性を生かした取組みを推進しました。

その結果、グリーン・ツーリズムの実践活動組織は、平成17年5月現在で、公的推進組織が38、民間主体の推進組織が56設立されています。

また、グリーン・ツーリズムのリーダーである「グリーン・ツーリズムコーディネ

ネーター」の「実践活動研修」を開催し、平成17年度には27名の方が参加しています。
この他、市町村域を超えた広域的な組織づくりを支援しました。
これらの取り組みによって、県内のグリーン・ツーリズム関連の体験者数は、約17万6千人（平成17年1月～12月）となっています。

●広域的なグリーン・ツーリズム推進組織の設立

～グリーン・ツーリズムの全県的な推進組織（うつくしまG・Tネット）～
県内では、これまでグリーン・ツーリズム実践者（以下「実践者」という。）が地域ごとに活動組織を設置して活発に活動してきましたが、地域を超えて連携し活動する推進組織はありませんでした。

一方、都市住民などの体験者からは、地域単位で対応することが困難な多様な要望が出されていました。それらの声に応えるため、実践者の一層の相互交流や、情報交換を促進するため、グリーン・ツーリズム実践活動研修修了者の有志と県で設立準備会を設置し、組織の役割や構成等について検討を重ね、平成17年11月に県内全域を活動の場とする「うつくしまG・Tネット（会員52名）」が設立されました。

ここでは、持続的な活動と広がりを持つ連携が社会へ浸透するよう互いに切磋琢磨するため、情報交換や現地研修会など、グリーン・ツーリズムの推進に積極的に取り組んでいます。

滞在型グリーン・ツーリズムを一層推進するには、農家民宿の開設が不可欠であるため、関係部局と連携の上、農家民宿開設関係に係る県旅館業法施行条例の改正や食品衛生法に基づく県指導の緩和等を行うとともに、その規制緩和や法手続に関する研修会を開催するなどの啓発活動を行いました。

その結果、平成17年度に27軒の農家民宿が開設されるなど、滞在型グリーン・ツーリズムの推進が図られました。

用語解説

アグリビジネス

農業者が、農産物を中心として、加工品の製造・販売や産地直売、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの経営を行い、農家経営の発展を図る事業活動。

α -リノレイン酸

体内で合成することができず、植物から摂取しなければならない「必須脂肪酸」のひとつ（n-3系脂肪酸）。 α -リノレイン酸が体内に入ると、必要に応じてDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペンタエン酸）などの有効成分に変化し、生活習慣病の予防に効果があるとされている。

エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、県が認定した農業者の愛称。

牛群検定

乳用雌牛ごとの泌乳量や乳成分等を測定して牛の能力を把握し、これらのデータを用い、優れた乳用牛を選抜して、牛群全体の改良を図る。

耕作放棄地、遊休農地

耕作放棄地とは、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年間に耕作の意志がない土地。遊休農地は、耕作放棄地のほか、いわゆる「不作付け」という、現在は作物の栽培を行っていないものの、今後数年間に耕作する意志のある土地などを加えた土地。

米政策改革大綱

消費者重視・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革の実行について、平成22年を目標年次として、平成14年12月に政府が決定した大綱。

作型

夏獲り、冬獲り、促成栽培など、栽培する時期、栽培方法が数多く存在する作物栽培の総称。

持続性の高い農業生産方式

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法（「エコファーマー」を参照）。

実需者

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人。食品加工業者など。

主業農家

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家（「販売農家」を参照）。

準主業農家

農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家（「販売農家」を参照）。

大区画ほ場

1区画が、1ha以上に整備された農地。

団地（化）

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に隣接する農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業経営確立対策などの各種の施策において推進している。

地域水田農業ビジョン

地域の作物戦略、販売戦略、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明確にして、生産対策と経営対策を一体的な実施について、地域の合意のもとに作成される水田農業の将来ビジョン。

直播栽培

育苗や田植えを行わず、ほ場に、直接種子を蒔き、育てる栽培技術。育苗、田植えのコストや手間を省くことができる。

特定農業法人

担い手が不足する地域において、地域合意のもと、将来その地域の相当部分の農地を集積し農業を行う法人として、その地域から指定された農事組合法人や有限会社等の法人。この法人は、地域の合意のもとで策定された「特定農用地利用規程」により指定され、この規程は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が認定できる。

トレーサビリティシステム

店頭に並んでいる食品が、いつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組み。また、食品に問題が発生した場合に、段階ごとに原因が調べられ、さらに回収処理も速くなるなどのメリットもある。

農外所得

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得（「農業所得」を参照）。

農家所得

農業所得と農外所得の合計（「農業所得」を参照）。

農家総所得

農家所得と年金・被贈等の合計（「農業所得」を参照）。

農業所得、農外所得、農家総所得

農家総所得	「農家所得」+「年金・被贈等」
農家所得	「農業所得」+「農外所得」
農業所得	農家が、農業生産活動によって得られた所得
農外所得	農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
年金・被贈等	年金や祝金、香典などの被贈収入

農業依存度

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標。

農業産出額（農業粗生産額）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を策定し、市町村の認定を受けた農業者。

販売農家

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家。

「主業農家」：農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

「準主業農家」：農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

「副業的農家」：65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家。

ホールクロップサイレージ

稲の子実が完熟する前に子実と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化した粗飼料。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくために

は、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努め

ること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の

育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村

の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]